

中小企業事業継続支援金

新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が大きく減少している県内中小企業者等の皆様に、事業の継続を支援するため支援金を給付します。

● 支援金の対象者

※詳細は、申請要領(事務局ホームページ掲載)でご確認ください。

次の要件の全てを満たすもの

- ①県内に事業所を有する中小企業者等
- ②令和3年1月から6月の間で、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、前年又は前々年の同月比で事業収入が30%以上減少した月(対象月)が存在すること

※主として中小企業経営強化法第2条2項に掲げる中小事業者等を対象とし、今後とも事業継続意思がある事業者

※個人事業主については、給与収入及び雑所得に係る収入よりも事業収入が多い者を対象とし、1事業者に対して労務の提供のみを行う者を除く

● 支援金額

支援額：1事業者当たり **法人 40万円** **個人 20万円**

※複数の事業所を運営している場合も1事業者分となります

● 受付時期

令和3年7月28日(水)～10月1日(金) ※消印有効

● 申請書の提出先及び提出方法

提出先 法人は本店、個人は住所地の商工会・商工会議所
(詳細は申請書提出先(事務局ホームページ掲載)をご確認下さい)

提出方法 原則、郵送(簡易書留など郵便物の追跡ができる方法)

● お問い合わせ先

中小企業事業継続支援金事務局

083-902-1788 (平日9:00～17:00)

HP : <https://yamaguchi-jigyokeizoku.com/>

